

室蘭工業大学オープンアクセスポリシー実施要領

令和7年2月20日
図書館委員会決定

この要領は、「室蘭工業大学オープンアクセスポリシー」（令和6年11月7日役員会決定。以下「ポリシー」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

室蘭工業大学オープンアクセスポリシー本文（以下、囲み内はポリシー本文）

（趣旨）

1 室蘭工業大学（以下「本学」という。）は、「自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げている。この基本理念のもと、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を地域・国際社会へ還元すること、豊かな社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

- (1) 本ポリシーは、研究成果の公開を促すための大学組織全体による意思表示です。
- (2) オープンアクセスとは、論文等の学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすることをいいます。
- (3) オープンアクセスの著者にとってのメリットとして以下が挙げられます。
 - ア 世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られます。
 - イ 研究成果が引用される可能性が高まります。
 - ウ 研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。
 - エ 自分の研究成果をいつでも確認することができます。
- (4) オープンアクセスの手段としては、以下の2種類があります。
 - ア グリーン・オープンアクセス
機関リポジトリ等で公開する方法です。登録・公開にあたって著者に費用負担はありませんが、出版社・学協会等のポリシーにより一定の条件が課されることがあります。
 - イ ゴールド・オープンアクセス
オープンアクセスジャーナル等、出版社・学協会等によるオープンアクセスです。出版時点から誰もが無料でアクセス可能となりますが、多くの場合、著者は APC (Article Processing Charge) と呼ばれる費用を負担する必要があります。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
- (1) 室蘭工業大学学術資源アーカイブ（以下「本学リポジトリ」という。）に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。
 - (5) その他学長が特に認める方法

- (1) 本ポリシーは、室蘭工業大学学術資源アーカイブ（以下「本学リポジトリ」という。）<<https://muroran-it.repo.nii.ac.jp/>>に研究成果を登録することに加え、研究者が希望する場合には、オープンアクセスジャーナルへの掲載やオープンアクセス・オプションの選択による出版社ウェブサイトへの掲載、学外の共著者が所属する機関のリポジトリ等への登録等も認めます。
- (2) 本ポリシーの対象となる「研究者」は、本学に在籍する常勤の教員（教授、准教授、講師、助教）及び公的資金を受け本学において研究活動を行っている名誉教授とします。博士研究員や大学院生等、対象とならない本学構成員についても、研究成果の自発的な公開を推奨します。なお、退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時に発表し、本学リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開されます。
- (3) 本ポリシーの対象となる「研究成果」は、出版社・学協会等が発行する出版物に掲載された学術雑誌論文及び会議発表論文並びに本学紀要論文を指します。査読の有無は問いません。なお、対象とならない研究成果についても自発的な公開を推奨します。
- (4) 研究成果を本学リポジトリに登録することによって著作権が移転することはありません。登録前の著作権者が権利を保持します。

(適用の例外)

- 3 著作権その他やむを得ない理由で本学リポジトリによる公開が不適切であるとの申出が研究者からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

- (1) 研究者の申出により研究成果を公開しない場合として以下が想定されます。
 - ア 著作権を出版社・学協会等に譲渡しており、著者最終原稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
 - イ 公開にあたり、新たな費用が発生する場合
 - ウ 共著者の同意が得られない場合
 - エ 研究成果に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上で

の公開が不適切な場合

なお、本学リポジトリは、学術論文等として既に公表された論文を登録対象としているため「特許の申請のため」は「著作権その他やむを得ない理由」には該当しません。

- (2) 研究者は本学リポジトリによる公開が不適切と考える場合、以下のいずれかにより申出を行ってください。
 - ア 当該研究成果を教員データベースに業績として入力する際に非公開とする理由を記載する。
 - イ 総務広報課図書学術情報室学術情報係に、当該研究成果のタイトル、掲載情報（雑誌名、巻号、ページ、DOI等）とともに非公開とする理由を連絡する。
- (3) 附属図書館は原則としてその申出に従い、当該研究成果の登録を行いません。ただし、研究者の申出により非公開とすべきかどうか検討が必要となった場合、附属図書館長が公開の可否を判断します。
- (4) 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動において不正行為があった場合等、公開が適切でないとして附属図書館長が判断した場合は、研究者の申出によらず当該研究成果を非公開とします。

(適用の不遡及)

4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

本ポリシーは、決定された日（令和6年11月7日）以降に出版された研究成果に適用します。ただし、本ポリシー施行以前の研究成果についても自発的な公開を推奨します。

(本学リポジトリへの登録)

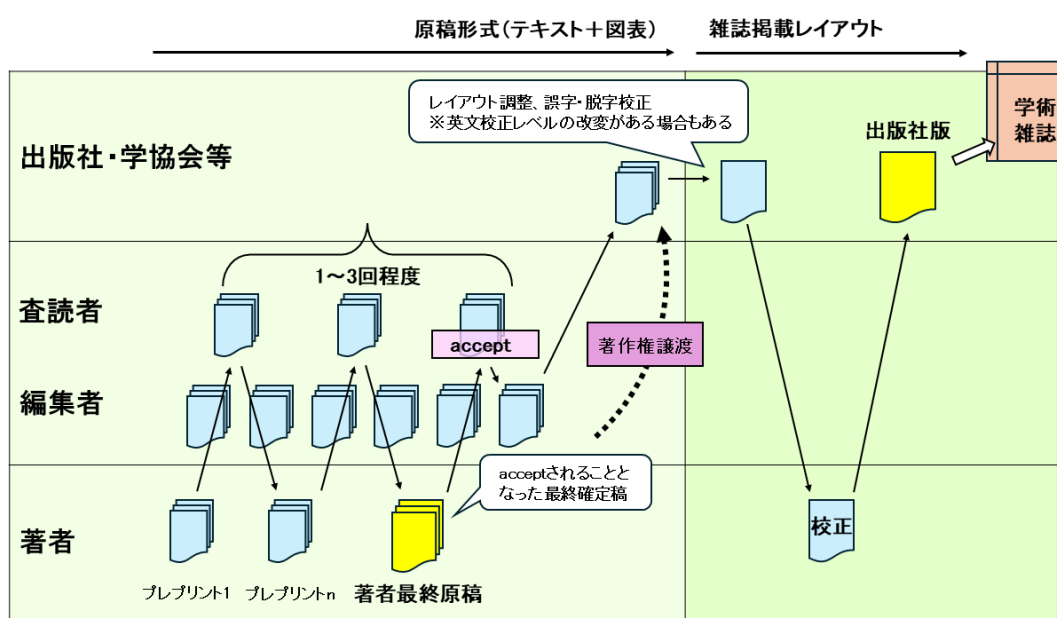
5 本学リポジトリへの登録により公開する場合、研究者は、できるだけすみやかに本学リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。本学リポジトリに関する事項は、「室蘭工業大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

- (1) 「本学リポジトリへの登録」は、研究成果のリポジトリでの公開の可否（可の場合、リポジトリ登録が許諾される版）や公開禁止（エンバゴ）期間等といった著作権の確認も含めて、附属図書館が研究者に代わって行います。
- (2) 研究者は研究成果公表後、できるだけすみやかに以下のいずれかを行ってください。
 - ア 当該研究成果を教員データベースに業績として入力する。
 - イ 総務広報課図書学術情報室学術情報係に、本学リポジトリ登録の意思を表示のうえ、当該研究成果のタイトル、掲載情報（雑誌名、巻号、ページ、DOI等）を連絡する。その後、附属図書館にて著作権の確認を行います。
- (3) 附属図書館からリポジトリ登録が許諾される版の提供依頼がありましたら、研究者は

共著者の同意を確認したうえで該当する版を附属図書館に提供してください。研究成果執筆時に、あらかじめ共著者にリポジトリ登録の許諾を得ていただくことで、確認作業の煩雑化を防ぐことができます。なお、共著者の同意を文書で提出する必要はありません。

- (4) リポジトリ登録が許諾される適切な版は出版社・学協会等によって異なりますが、多くの場合、出版社版そのものではなく、出版社・学協会等に受理される直前の著者最終原稿（査読が反映されているが、出版社・学協会等による最終的なレイアウト調整がなされていない版）です。附属図書館より著者最終原稿の提供を求められた場合は、下図を参考に該当する版の提供をお願いします。

図1 投稿から雑誌掲載までの論文の版変遷



- (5) 公開禁止（エンバーゴ）期間が設定されている場合は、附属図書館は先にリポジトリ登録のみを行い、公開禁止期間後に公開します。

- (6) 「室蘭工業大学機関リポジトリ運用指針」は以下に掲載しています。

<https://www.lib.muroran-it.ac.jp/files/irpolicy.pdf>

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本ポリシーの実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、図書館委員会等関係者間で協議します。

本件照会先・研究成果連絡先

室蘭工業大学総務広報課図書学術情報室学術情報係

メール：gakujo@muroran-it.ac.jp

電話：内線 5191